

令和7年5月7日

令和7年度 国土交通省行政事業レビュー行動計画

国土交通省

行政事業レビューは、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の推進が、政策判断の制度を向上させ、自らの政策立案（policy making）に資することを踏まえ、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、EBPMの手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であり、行政事業レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する必要がある。

以上の基本的な考え方を踏まえ、国土交通省が所管する事業について、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定める行政事業レビューを推進するため、行政事業レビューに関する行動計画を以下のとおり定める。

第1. 行政事業レビューの実施体制

- （1） 行政事業レビューは、行政事業レビュー推進チーム（「国土交通省行政事業レビュー推進チーム設置要領」（令和7年5月7日）に定める国土交通省行政事業レビュー推進チームをいう。以下「推進チーム」という。）が実施主体となって取り組むものとし、推進チームの統括責任者をその責任者とする。
- （2） 推進チームの果たす役割を踏まえ、EBPMに係る観点からの議論の促進や政策評価との連携等、行政事業レビューの円滑な実施を図るため、推進チームに、別紙に定める行政事業レビューワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

- (3) ワーキングチームの庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房会計課において処理する。
- (4) 行政事業レビューの対象となる事業を所管する部局（以下「事業所管部局」という。）及び基金を所管する部局（以下「基金所管部局」という。）並びにこれらに関係する地方支分部局等は、推進チームによる行政事業レビューの実施に当たり、資料作成、事業の実態把握等について協力する。
- (5) このほか、行政事業レビューの実施細目は、ワーキングチームがこれを定める。

第2. 事業の点検等

(1) 事業単位の整理

事業の点検等は、全事業（人件費、事務的経費等は除く。）を対象として実施する。効果的なレビューが可能となるように事業所管部局において事業の単位を整理し、ワーキングチームがこれを決定する。

(2) 事業の実態把握及び自己点検

事業所管部局は、(1)によりワーキングチームが決定した事業の単位ごとに、必要に応じて、予算執行の現場への徹底した調査・ヒアリングを行い、予算の最終的な支出先や用途を明らかにする等、事業について十分な実態把握を行う。

また、EBPMに係る観点から、本来の事業目的に合致しているか、真に効率的かつ効果的な支出となっているか等、事業所管部局において自己点検を実施するとともに、その結果をレビューシート及びセグメントシート（以下まとめて「レビューシート等」という。）に入力し、ワーキングチームに報告する。

ワーキングチームは、レビューシート等について確認を行うとともに、公表を行う。

事業所管部局は、国民から寄せられた意見を踏まえ、必要に応じて更なる自己点検を実施するものとする。

(3) 外部有識者による点検

① レビューシートの点検

(2)により、実態把握及び自己点検を行った事業のうち、選定の考え方について外部有識者の理解を得て、ワーキングチームが選定した事業について、外部有識者にレビューシートの点検を求める。この際、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて行う。

② 公開プロセスの実施

①の外部有識者によるレビューシートの点検の対象事業のうち、外部有識者により、公開点検が望ましいと判断されたものについては、公開の場を設け点

検を行うこととする。（以下「公開プロセス」という。）

③ 外部有識者による講評

公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、翌年度予算の概算要求の提出前を目途に、レビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、講評を行う機会を設ける。

（４）結果の公表、概算要求への反映

ワーキングチームは、（２）の自己点検及び（３）の外部有識者による点検の結果を取りまとめ、推進チームに報告し、公表する。

当該結果については、事業の執行や翌年度予算の概算要求に着実に反映する。

ワーキングチームは、翌年度予算の概算要求への反映状況について、その結果を公表する。

第３．基金の点検等

（１）基金単位の整理

基金の点検等は、独立行政法人、公益法人等の基金を対象として実施し、効果的な点検が可能となるように基金所管部局において基金事業の単位を整理し、ワーキングチームがこれを決定する。

（２）基金の実態把握及び自己点検

基金所管部局は、（１）によりワーキングチームが決定した基金事業の単位ごとに、基金について十分な実態把握を行う。

また、基金所管部局は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成１８年８月１５日閣議決定）及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和５年１２月２０日行政改革推進会議決定）を踏まえ、厳格な点検を行い、その結果を基金シートに入力し、ワーキングチームに報告する。その際、基金事業の進捗や効果等の検証を踏まえ、使用見込みが低いと判断される基金については、適切な国庫返納を検討するものとする。

ワーキングチームは、基金シートについて確認するとともに、公表を行う。

（３）外部有識者による点検

（２）により、実態把握及び自己点検を行った基金事業について、外部有識者に基金シートの点検を求める。

（４）結果の公表

ワーキングチームは、（２）の自己点検及び（３）の外部有識者による点検の結果を取りまとめ、推進チームに報告し、公表する。

（５）その他

地方公共団体等に造成された基金を所管する部局は、地方公共団体等保有基金執行状況表を作成し、ワーキングチームに報告を行う。

また、国から出資を受けた法人等を所管する部局は、出資状況表を作成し、ワーキングチームに報告する。

ワーキングチームは、地方公共団体等保有基金執行状況表及び出資状況表を確認及び取りまとめの上、公表を行う。

第4. スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|--|
| 4月 | 事業所管部局による事業の実態把握及び自己点検の開始
基金所管部局による基金の実態把握及び自己点検の開始 |
| 6月中 | 公開プロセスの実施、結果の公表 |
| 7月以降 | 概算要求への反映作業 |
| 8月下旬 | 翌年度概算要求の財務省提出 |
| 概算要求提出期限の翌日 | レビューシートの公表 |
| 9月中旬 | 基金シートの公表
地方公共団体等保有基金執行状況表の公表
出資状況表の公表 |

第5. 行政改革推進会議による検証結果の反映

事業所管部局及び基金所管部局は、行政改革推進会議による検証結果を予算編成等へ適切に反映することとする。

第6. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

（1）職員の参画や意識の向上を図る取組

ワーキングチームは、職員の行政事業レビューに対する理解や意識の向上を図るため、職員研修、各種会議その他の機会を活用して、行政事業レビューの意義や予算の効率的かつ効果的な執行の取組の重要性及び必要性等について浸透の徹底を図る。

（2）優良な事業改善の取組の積極的な評価

ワーキングチームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を積極的に選定し、表彰するとともに、省内に普及を行う。

また、事業所管部局は、推進チームが選定した優良事業改善事例や、国土交通省内における優れた事業改善の取組を参考として、積極的な評価改善に努める。

(別紙)

行政事業レビューワーキングチーム

チームリーダー	大臣官房長
サブリーダー	大臣官房会計課長
	大臣官房参事官（会計担当）
	総合政策局情報政策課長
	政策評価官